

# 宮崎県高齢者保健福祉計画（素案）の概要

## 1 計画の位置づけ

今年度、現計画が終期を迎えることから、見直しを行い、今後3か年における本県の高齢者保健福祉施策の指針となる新たな計画を策定する。

以下の3計画を一体のものとして策定する。

### (1)第九次宮崎県高齢者保健福祉計画(老人福祉法第20条の9)

すべての高齢者を視野に入れており、介護保険の対象とされていない高齢者保健福祉サービスはもとより、その他の関連施策も対象とする。

### (2)第八期宮崎県介護保険事業支援計画(介護保険法第118条)

市町村が行う介護保険事業における保険給付の円滑な実施の支援に関する計画であり、介護給付対象サービスを提供するために必要な事項を定める。

### (3)第一次宮崎県認知症施策推進計画(認知症施策推進大綱)※新たに策定

認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、今般独自に策定し、本計画に位置づける。

## 2 計画の期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

## 3 計画の概念図及び体系図

